

## 令和2年度認定実技審査要領

1. 実技審査実施要領	
I. 総 則	1 頁
II. 柔道整復実技審査	5 頁
III. 柔道実技審査	8 頁
§ 柔道口述審査出題項目	12 頁
§ 審査手順	13 頁



# 認定実技審査要領

## I. 総 則

### 1. 認定実技審査

認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより、卒業の判定に当たり、生徒の実技能力を審査することを目的とする制度である。

### 2. 審査内容

審査は、柔道整復実技及び柔道実技に対し実施する。

### 3. 認定実技審査員

- 1) 認定実技審査員資格取得講習会を修了した者でなければ審査を担当することができない。資格の有効期間は5年間とし、5年毎に更新の講習を受講しなければならない。
- 2) 講習会を修了した者には「認定実技審査員認定証」及び「携帯用審査員証」を交付する。審査員は、審査に際し「携帯用審査員証」を提示しておかなければならない。
- 3) 認定実技審査員資格取得講習会の受講資格は、下記のとおりとする。

#### ①柔道整復実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有し、教育経験が7年以上の柔道整復師、又は柔道整復教育に携わる医師であること。
- b. 講道館柔道初段以上であること（医師は除く）。
- c. 所属する養成施設長が推薦する者であること。
- d. 平成18年3月以降の柔道整復師免許取得者は卒後臨床研修を修了している者であること。

#### ②柔道実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有する柔道整復師又は医師であること。
- b. 男性は講道館柔道五段以上、女性は講道館柔道四段以上であること。
- c. 所属する養成施設長が推薦する者であること。
- d. 平成18年3月以降の柔道整復師免許取得者は卒後臨床研修を修了している者であること。

- 4) 柔道整復師法第8条第1項の規定により処分を受けた者については、公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下、財団という）は、①認定実技審査員資格取得講習会の受講を認めない、又は、②既に認定実技審査員資格取得講習会を受講した場合は認定実技審査員の資格を付与しない（認定実技審査員として認定しない）、あるいは、③既に認定実技審査員の資格

を取得した場合（認定実技審査員として認定された場合）は当該資格を取り消すことができる。

- 5) 財団が派遣する審査員を外部審査員（従前は派遣審査員と称していた）とする。
- 6) 外部審査員は養成施設が所在する同一又は近隣の都道府県から派遣する。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部審査員を派遣できない場合には、特例として、財団が指名する審査員が審査を実施する。
- 7) 柔道整復実技審査は1受審者に対し、外部審査員1名が審査に当たる。
- 8) 柔道実技審査は原則として2人1組の受審者を外部審査員1名が審査に当たる。

#### 4. 審査実施上の注意

- 1) 審査の順序は、原則として先に柔道整復実技審査、続いて柔道実技審査を実施する。
- 2) 審査の進行上、女子の受審番号及び受審順序は、前又は後ろとする。
- 3) 審査の公平性を保ち、審査終了者から未終了者に出題項目などが漏れないよう配慮する。
- 4) 養成施設は整然とした中で審査が実施できるよう配慮する。

#### 5. 準備する実技用具

- 1) 柔道整復実技審査に用いる下記用具は、養成施設で準備する。
  - ①全身骨格模型
  - ②綿包帯（3～6裂を各必要量 ライン付包帯を含む）
  - ③金属副子（審査項目の固定に合わせて成形したクラーメル・アルミ副子）
  - ④局所副子（スダレ・厚紙などを実技項目の固定に合わせて成形したものを各種）
  - ⑤ストップウォッチ
  - ⑥その他  
（綿花 枕子 紙テープ 包帯止め 三角巾 ワゴン等）

- 2) 柔道実技審査に用いる下記用具は、養成施設で準備する。

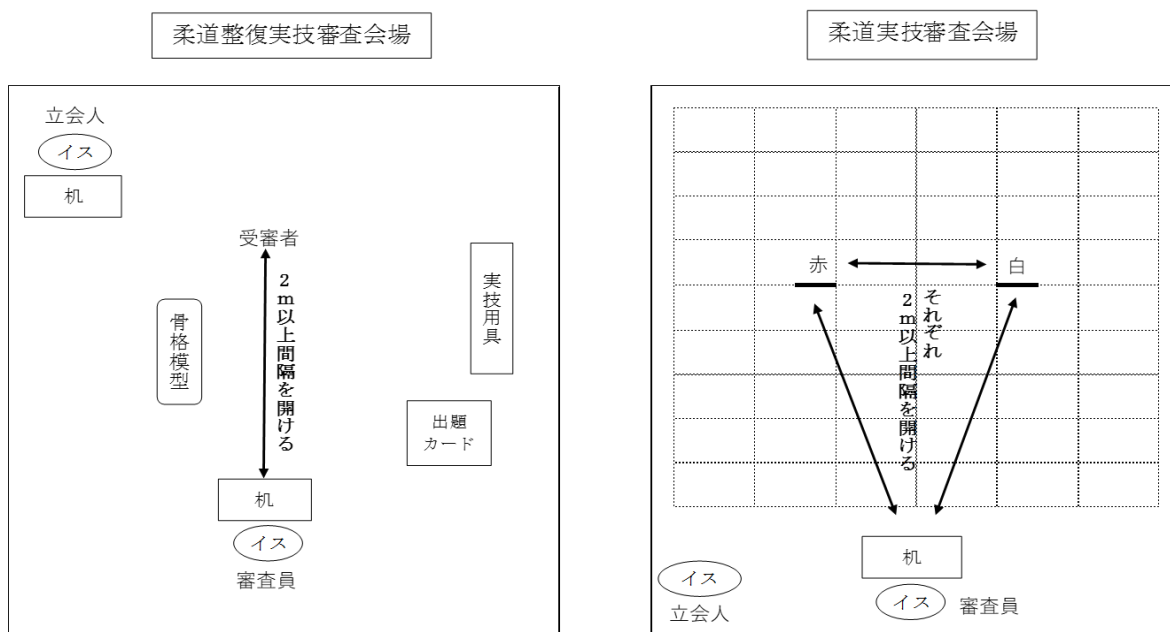
- ①赤白帯
- ②ストップウォッチ など

#### 6. 審査会場の設営

- ①審査会場は、概ね次頁図のように設営する。柔道整復実技審査会場が複数会場になる場合は、別室にそれぞれ上記と同様な設営をする（柔道実技審査会場はこの限りでない）。
- ②審査会場の入口には手指を消毒するためのアルコール消毒液等を設置する。
- ③審査会場では受審者、審査員、立会人がソーシャルディスタンスを保つ距離で審査を行う。
- ④審査会場は換気のため、会場の窓を閉め切らない、又は定期的に窓やドアを開けておく等の対策をする。
- ⑤受審者の待機場所についても換気やソーシャルディスタンスを保つ等の対

策をする。

- ⑥柔道場内に口述審査に関わる柔道の技名等が記されたものが設置されている場合には、受審者から見えないように外す、もしくは布等で隠す。



## 7. 審査の必要書類

審査に必要な下記①～⑤の書類は、審査前に各養成施設が財団ホームページからダウンロードして必要部数を複写し、使用する。⑥は審査実施日までに財団から各養成施設に送付されたものを審査当日、外部審査員が開封し、内容を確認してから使用する。審査終了後は報告書とともに返却する。

- ①認定実技審査受審票（様式1）
- ②柔道整復実技審査総合評価表（様式2-1）
- ③柔道実技審査総合評価表（様式2-2）
- ④柔道整復実技審査個人票（様式3-1）
- ⑤柔道実技審査個人票（様式3-2）
- ⑥出題カード

## 8. 審査料の納入

認定実技審査を受審した者は審査終了後に受審料を財団に納付しなければならない。又、欠席及びC評価により再審査を受審する者は、再審査料を財団に納付しなければならない。審査料の額は別に定める。

## 9. 再審査の実施

養成施設は、再審査を実施する必要があるときは、財団の指定の日までに概ね本審査と同様な形式で再審査を実施する。詳細は別に定める。

## 10. 報告書などの提出

### 1) 養成施設報告

養成施設は、審査終了後、審査料を財団に納付するとともに下記書類を審査終了後2週間以内に財団に提出しなければならない。

- ①認定実技審査結果報告書（様式 4）
- ② 7 に示す必要書類②～⑤の原本（様式 2-1 2-2 3-1 3-2）
- ③欠席者または傷病により本来の審査を完全に実施することができなかった者の診断書などの原本
- ④意見交換会議事録（財団ホームページ参照のこと）
- ⑤外部審査員アンケート（財団ホームページ参照のこと）

## 2) 外部審査員報告

外部審査員は、養成施設審査環境アンケート（財団ホームページ参照のこと）を、審査終了後 2 週間以内に財団に提出しなければならない。

## 11. 審査結果の記録・保存

養成施設は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより 7 に示す必要書類②～⑤（様式 2-1 2-2 3-1 3-2）の写しを保存する。

## 12. 意見交換会の開催等

### 1) 意見交換会の開催

審査終了後、直ちに審査に関する意見交換会を開催、議事録を作成し、後日外部審査員の確認を得なければならない。ただし、外部審査員の議事録署名は必要としない。

### 2) 養成施設審査環境・外部審査員アンケートの記載

- ①立会人及び養成施設責任者は、審査に関する外部審査員の評価を行う。
- ②外部審査員は、審査を担当した養成施設の審査に関する養成施設審査環境アンケートを行う。

### 3) 認定実技審査受審者アンケートの実施

審査終了後速やかに、受審者にアンケートを実施する。

## Ⅱ. 柔道整復実技審査

### 1. 受審者

- 1) 審査を受審する者として適切な身なりで清潔な白衣を着用すること。
- 2) マスクを必ず着用すること。
- 3) 傷病による欠席者又は本来の審査を完全に実施することができなかった者は、その理由を証する診断書を養成施設に提出しなければならない。

### 2. 立会人

- 1) 原則として当該養成施設の認定実技審査員資格を有する教員1名を立会人として入室させる。ただし、認定実技審査員資格を有する者がいない場合には専科教員資格を有する者とする。
- 2) 立会人は、審査の状況、当該養成施設の教育内容及び方法の確認のために審査会場に入室するものであり、審査に関する一切の権限を有しない。
- 3) 外部審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。
- 4) マスクを必ず着用すること。
- 5) 立会人は、審査の内容について気付いた点や今後に向けた留意点を含め記録する。

### 3. 審査員数

原則として受審者35名程度を基準とし、受審者35名程度までは1審査会場とし、外部審査員1名で審査を行う。

受審者が35名程度を超えた場合は審査会場を増設する。

### 4. 審査内容

#### 1) 評価項目

##### ①評価 1-1 (診察及び整復の能力、診察及び検査の能力)

- 1) 損傷部位を示す位置が適切である  
※骨折部位、脱臼骨頭の位置、損傷靭帯部位を答えて骨模型で示す。  
ペンなどを用いて示しても良い。
- 2) 発生機序・発生原因の説明が適切である
- 3) 損傷部位の症状の説明が適切である
- 4) <整復> 転位および変形の説明が適切である  
※典型的な骨片転位または弾発固定肢位を説明する。  
<検査> 一つ目の検査名と検査手順の説明が適切である
- 5) <整復> 合併症(続発症含む)または後遺症の説明が適切である  
※該当するものを1つ答える。  
<検査> 一つ目の検査の陽性判定の説明が適切である
- 6) <整復> 整復法名と整復手順の説明が適切である  
<検査> 二つ目の検査名と検査手順の説明が適切である
- 7) <整復> 助手への指示の説明が適切である  
<検査> 二つ目の検査の陽性判定の説明が適切である

##### ②評価 1-2 (固定の能力)

- 8) 固定材料の選択が適切である
- 9) 副子の装着が適切である(位置、方向)

※金属副子を受審者自身の患部にあてて説明する

10) 固定方法の説明が適切である（順序、肢位、範囲、固定期間）

2) 受審項目

受審者は以下の①及び②を受審する。

- ①診察、整復・検査の能力より、下記に規定する3)①(1)～(6)の項目のうちのいずれか1つ（評価1-1）を受審する。
- ②固定の能力より、下記に規定する3)②(1)～(4)の項目のうちのいずれか1つ（評価1-2）を受審する。

3) 審査項目

①診察、整復・検査の能力（評価1-1）

受審者は審査開始前に出題カード（評価1-1）を引き審査項目を決定する。  
評価1-1に規定する項目

(i) 骨折の診察及び整復の能力

- (1) 鎖骨定型的骨折
- (2) コーレス骨折

(ii) 脱臼の診察及び整復の能力

- (3) 肩関節前方烏口下脱臼
- (4) 肘関節後方脱臼

(iii) 軟部組織損傷の診察及び検査の能力

- (5) 膝関節側副靭帯損傷
- (6) 足関節外側靭帯損傷

②固定の能力（評価1-2）

受審者は審査開始前に出題カード（評価1-2）を引き審査項目を決定する。  
評価1-2に規定する項目

(i) 骨折の固定の能力

- (1) コーレス骨折〔クラーメル副子と局所副子・三角巾固定〕
- (2) 第5中手骨頸部骨折〔アルミ副子掌側固定〕

(ii) 脱臼の固定の能力

- (3) 肘関節後方脱臼〔クラーメル副子・三角巾固定〕
- (4) 手第2指PIP関節背側脱臼〔アルミ副子背側固定〕

5. 審査方法

1) 審査員及び受審者

- ①審査は口述を主体として実施し、外部審査員1名が受審者1名を審査して評価を行う。
- ②受審者は、審査会場に1名ずつ入室して審査を受審する。
- ③受審者は入退室時に手指の消毒を行う、もしくはディスプレイ手袋等を着用する。
- ④接触を避けるため、受審票は全員分をまとめて審査員席に置いておく。

2) 審査時間

- ①評価1-1及び評価1-2の審査時間は合計6分以内としますが、評価1-1の審査時間は4分以内とする。



②評価 1-1 の審査が 4 分以内に終了しなかった場合は、評価 1-1 の審査をそれまでとし、評価 1-2 の審査に移る。

### 3) 実技用具

- ①審査に使用する実技用具は、必要数を養成施設が準備する。
- ②クラーメル・アルミ副子及び局所副子は、予め審査項目の固定に合わせて成形したものを養成施設が準備する。また、受審者自身の固定材料を使用してもよい。
- ③受審者が実技用具を選択する際は、選択する前にも手指の消毒を行う。ディスプレイザブル手袋等を着用している場合にはそのまま選択を行う。
- ④養成施設で準備した金属副子を使用する場合には、審査ごとに消毒を行う。

### 4) その他

- ①外部審査員は審査中の受審者に対して質問、回答を誘導することは控える。
- ②審査員はマスクを必ず着用すること。

## 6. 評価及び採点方法

### 1) 評価方法

- ①柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を、柔道整復実技審査個人票（様式 3-1）を用い評価する。
- ②評価 1-1 及び評価 1-2 の各項目は外部審査員ができたと判断する項に○を、できていないと判断する項には×を記入し、所定の時間内に審査を終了できず評価ができない項は－を記入する。

### 2) 採点方法

- ①採点は、評価 1-1 及び評価 1-2 の各項目に記入した○の数を外部審査員の得点とする。
- ②C評価の時は、コメント欄に特に不適切であった理由を記載する。

## 7. 総合評価

審査終了後、外部審査員は評価得点を確認のうえ、黒インクで柔道整復実技審査総合評価表（様式 2-1）に転記し、総合評価を行う。

### 1) 総合評価区分

外部審査員の評価得点を総合評価とする。総合評価区分（3段階評価）は下記のとおりとする。

- A …… 10点～8点
- B …… 7点～6点
- C …… 5点以下

### 2) 総合評価合格基準

総合評価A及びBの受審者は合格とし、総合評価Cの者及び審査を欠席した者は再審査を受審しなければならない。

### Ⅲ. 柔道実技審査

本来、柔道整復師としての柔道教育は、競技目的の柔道を教育するものではなく、昇段を目指し柔道整復師の技術のバックボーンである手技や人格の形成、心身の鍛錬を目的とし、人としての振舞いの基本（人に対しての接し方や対話の仕方）礼儀作法の習得が最終目標である。従って、下記に掲げる基本的な事項ができていない場合には不合格となることを予め周知されたい。

#### 【基本的な事項】

- ・柔道審査を受審する者としての身嗜み（爪、頭髪、髭、化粧など）が適切である。
- ・装飾品はつけない。（指輪<環>、ネックレス、ピアス、ミサンガ、髪飾りマニキュア、ネイルアートなど）
- ・柔道衣を正しく着る。（上衣の袷が右前・ズボンの後ろ前）
- ・前方回転受身で頭を強く打たない。

#### 1. 受審者

- 1) 審査を受審する者として清潔で適切な規格、ゼッケンが縫い付けてある柔道衣を着用すること。
- 2) マスクを必ず着用すること。
- 3) 欠席者又は傷病により本来の審査を完全に実施することができなかった者は、その理由を証する診断書（医師による診断書が取れない場合には養成施設長の証明書）を外部審査員に提出しなければならない。また、審査終了後には、速やかに診断書又は証明書を財団に提出しなければならない。

#### 2. 立会人

- 1) 当該養成施設の教員1名を立会人として審査会場に入室させる。
- 2) 立会人は、審査の状況、当該養成施設の教育内容及び方法の確認のために審査会場に入室するものであり、審査に関する一切の権限を有しない。
- 3) 外部審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。
- 4) マスクを必ず着用すること。
- 5) 立会人は、審査の内容について気付いた点や今後に向けた留意点を含め記録する。

#### 3. 審査員数

原則として受審者70名程度を基準とし、受審者70名程度までは1審査会場とし、外部審査員1名で審査を行う。

受審者が70名程度を超えた場合は審査会場を増設する。

#### 4. 審査項目

- 1) 評価項目
  - ①評価1（服装・態度）

- ②評価 2 (受身)
- ③評価 3 (礼法)
- ④評価 4 (口述審査)

2) 実技項目

- ①評価 1 (服装・態度)

柔道衣の着方、言動行動

- ②評価 2 (受身)

右前方回転受身、左前方回転受身

- ③評価 3 (礼法)

自然本体の構え、立礼、正坐のしかた、坐礼など

- ④評価 4 (口述審査)

1.柔道について

2.投の形について

3.柔道の投技について

※上記の出題項目 1～3 について各 1 題、計 3 題を出題する。

5. 出題方法

- 1) 接触を避けるため、評価 1～3 は実技、評価 4 はすべて口述審査により評価を行う。
- 2) 外部審査員はすべての評価項目を出題する。外部審査員は、評価 1～4 を順に出題する。
- 3) 評価 4 の出題は、口述審査出題項目 (12 頁) の各出題項目から 1 題、合計 3 題出題する。
- 4) 柔道実技審査が不可能な者に対しては従来通り口頭試問により評価を行う。

- 口頭試問の出題項目
- ①柔道について
  - ②礼法について
  - ③国際柔道試合審判規定について

※上記の出題項目①～③について各 2 題、計 6 題を出題する。

【口頭試問の場合の注意事項】

1. 実技審査が可能かどうかを学校側が明示する。
2. 実技審査が可能な場合には一切口頭試問は行わない。  
無理をさせてはならないが、一通りの実技審査を行う。  
(たとえ前日に骨折等の負傷があっても、養成施設側より実技審査を行う  
明示があった場合には実技審査を行う)
3. 口頭試問は柔道衣で行う。
4. 口頭試問であっても F 評価に該当する場合には、相当の評価を行う。

6. 審査方法

- 1) 審査員及び受審者

- ①審査員は財団からの外部審査員とする。

- ②各審査会場につき外部審査員 1 名が受審者 2 名を審査し、個々に評価を行う。

- ③審査会場には2名ずつ入室する。
- ④入退室時に手指の消毒を行う。
- ⑤接触を避けるため、受審票は全員分をまとめて審査員席に置いておく。

## 2) 審査時間

- ①受審者1組につき審査時間は、評価1～評価4をすべて行い、1組6分を標準とし、評価3までを3分とし、評価4の口述審査は1問30秒で実施する。
- ②評価4の口述審査は1名ずつ行い、最初の者に3問出題した後、次の者に3問出題する。同組で同じ問題は出題しない。
- ③口頭試問の場合には、5分を経過した時点で審査は終了とする。

## 3) 実技用具

審査に使用する実技用具は、養成施設が準備し、会場に備える。

## 4) その他

審査員はマスクを必ず着用すること。

## 7. 評価及び採点方法

### 1) 評価方法

- ①柔道実技審査個人票（様式3-2）を用いて、出題した実技項目の各項について評価する。
- ②評価の各項目は外部審査員ができたと判断する項に○、できていないと判断する項には×を記入し、所定の時間内に実技を終了できず評価ができない項には－を記入する。（△は評価としないこと）

### 2) 採点方法

- ①採点は、評価1～評価4の各項目に記入した○の数を外部審査員の評価得点（15点満点）とする。  
※○の数が0個の場合は0点となる。
- ②C又はF評価の場合には、必ずコメント欄に不適切であった理由を記載する。

## 8. 総合評価

- 1) 審査終了後、外部審査員は評価得点を確認のうえ黒インクで柔道実技審査総合評価表（様式2-2）に転記し、総合評価を行う。

### 2) 総合評価区分

- ①外部審査員の評価得点を総合評価とする。  
総合評価区分（3段階評価）は下記のとおりとする。  
A …………… 15点～12点  
B …………… 11点～9点  
C …………… 8点以下
- ②総合評価がC及びFとなった者は再審査を受審しなければならない。

## 《 F評価の基準 》

柔道審査を受審する者としての身嗜みについて

相手に負傷を負わせるような長さに爪を伸ばしている  
極端な茶髪や頭髪をしている  
無精髭を生やしている 派手な化粧をしている

**装飾品はつけないについて**

指輪<環>、ネックレス、ピアス、ミサンガ、髪飾り、マニキュア、  
ネイルアートなどを着けて審査をうけている

**柔道衣を正しく着るについて**

上衣の袷が右前になって着ている  
ズボンを後ろ前に穿いている

**前方回転受身で頭を強く打たないについて**

頭を強く着きながら回転して受身をしている

③口頭試問における評価は1問1点 合計6点満点とし、次のように総合  
評価(2段階評価)をする。

B …… 6点～4点

C …… 3点以下

④総合評価A及びBの受審者は合格とし、審査を欠席した者及び総合評価  
C及びFの者は再審査を受審しなければならない。

## § 柔道口述審査出題項目

各出題項目から1題出題する。

### 【1. 柔道について】

出題項目	解答
1. 柔道の創始者	嘉納治五郎 師範
2. 柔道の創始年	明治15年
3. 発祥の地	永昌寺（東京都台東区稲荷町）
4. 嘉納師範が修行した主な柔術流派	天神真楊流、起倒流
5. 柔道をあらわす言葉	精力善用、自他共栄
6. 柔道の段位を認定する機関	講道館（東京都文京区）

### 【2. 投の形】 形を行う順に技名と間合いを答える。

出題項目	解答
1. 手 技	浮落（間合い約0.6m）、背負投（間合い約1.8m）、肩車（間合い約0.6m）（全部答えて○）
2. 腰 技	浮腰（間合い約1.8m）、払腰（間合い約0.6m）、釣込腰（間合い約0.6m）（全部答えて○）
3. 足 技	送足払（間合い約0.3m）、支釣込足（間合い約0.6m）、内股（間合い約0.6m）（全部答えて○）

※0.3mを30cm、0.6mを60cm、1.8mを180cmまたは一間と答えても可とする。

### 【3. 柔道の投技】 禁止技および投の形（手技・腰技・足技）にある技名を除く。

出題項目	解答（2つ解答で○）
1. 手 技	体落、掬投、隅落、帯落、背負落、山嵐、双手刈、朽木倒、踵返、内股すかし、小内返、一本背負投、帯取返
2. 腰 技	大腰、腰車、釣腰、跳腰、移腰、後腰、袖釣込腰
3. 足 技	出足払、膝車、大外刈、大内刈、小外刈、小内刈、小外掛、足車、払釣込足、大車、大外車、大外落、燕返、大外返、大内返、跳腰返、払腰返、内股返
4. 真捨身技	巴投、隅返、裏投、引込返、俵返
5. 横捨身技	横落、谷落、跳巻込、外巻込、浮技、横分、横車、横掛、抱分、内巻込、大外巻込、内股巻込、払巻込、小内巻込

## § 審査手順

### 柔道整復実技審査

#### 1. 受審者の入室

受審者：入室時に手指の消毒を行う。（もしくはディスポーザブル手袋等を着用する）

#### 2. 診察および整復・検査（評価 1-1）の出題カードを引いて、確認できる位置に置く。

#### < 診察及び整復の場合 >

審査員：それでは～骨折（脱臼）の診察および整復の審査を行います。

はじめに骨模型を用いて損傷部位（脱臼骨頭）を示して下さい。

評価 1

受審者：回答（口述と同時に骨模型で示す）

審査員：つぎに発生機序・症状・患部の状態を説明して下さい。

評価

受審者：回答

2・3・4

審査員：～骨折（脱臼）の合併症または後遺症を1つ答えてください。

評価 5

受審者：回答

審査員：つぎに整復動作の説明をして下さい。

評価 6・7

受審者：回答

以上で整復を終了します。

#### < 診察及び検査の場合 >

審査員：それでは～靭帯損傷の診察および検査の審査を行います。

はじめに骨模型を用いて損傷部位を示して下さい。

評価 1

受審者：回答（口述と同時に骨模型で示す）

審査員：つぎに発生機序・症状・患部の状態を説明して下さい。

評価 2・3

受審者：回答

審査員：つぎに1つ目の検査の説明をして下さい。

評価 4・5

受審者：回答

審査員：2つ目の検査の説明をして下さい。

評価 6・7

受審者：回答

以上で整復を終了します。

3. 固定（評価 1-2）の出題カードを引いて、確認できる位置に置く。

審査員：それでは～骨折（脱臼）の固定の審査を行います。

はじめに固定材料を選択してください。

受審者：回 答

（固定材料をワゴンに取る、又は指差しを行う。また使用する固定材料を口頭で答える。）

評価 8

審査員：固定方法および固定期間を説明して下さい。

受審者：回 答

（金属副子を受審者自身の患部にあてた後、説明する。）

評価  
9・10

審査員：以上で審査を終了します。



## 柔道実技審査

### 1. 受審者の入室

受審者：入室時に手指の消毒を行う。

### 2. F項目該当の有無、柔道衣の着方を確認する。

F 評価、評価 1

### 3. 実技審査開始

審査員：それでは柔道実技審査を行います。

Aさんから前方回転受身をして下さい。

受審者：左右の前方回転受身をする。

※受審者 A の後に受審者 B が行う。終了後は礼法の位置に移動する。

評価 2

審査員：つぎに礼法の審査をします。

形の礼法を二人で行って下さい。

受審者：二人で礼法を実施する。

※受審者 A・B が同時に行う。終了後は口述審査の位置に移動する。

評価 3

### 4. 口述審査開始（受審者一人ずつ行う。）

審査員：Aさんに質問します。

【1.柔道について】から1つ出題

（例：柔道の創始者はだれですか？）

受審者 A：回 答

審査員：投の形の～の技名と間合いを答えて下さい。

受審者 A：回 答（技名と間合いを回答する）

審査員：柔道の投げ技で、～技を2つ答えて下さい。

受審者 A：回 答

審査員：Bさんに質問します。

【1.柔道について】から1つ出題

受審者 B：回 答

審査員：投の形の～の技名と間合いを答えて下さい。

受審者 B：回 答（技名と間合いを回答する）

審査員：柔道の投げ技で、～技を2つ答えて下さい。

受審者 B：回 答

審査員：以上で審査を終了します。

評価 4